

平成23年10月11日

小田原市立小・中学校の保護者様

小田原市教育委員会

学校と警察との相互連携に係る協定について（お知らせ）

このたび、さらなる児童・生徒の健全育成をめざし、犯罪被害や非行防止に素早く対応することを目的として、神奈川県警察本部と「学校と警察との相互連携に係る協定」を結び、平成23年10月11日から運用を開始することとなりましたのでお知らせします。

この協定による連携とは、児童・生徒や学校・保護者が悩んでいる事例で、警察と学校が情報を共有することで、解決につながりやすいと判断した場合が対象となります。これにより、学校・家庭・警察が一体となった充実した支援体制が構築されます。

連携が必要と判断される場合とは...

- 警察の専門的な知識が支援に効果がある場合
- 児童・生徒の心身に重大な影響を及ぼす場合
- 警察による保護や安全確保が必要と判断される場合

情報提供の具体例として...

- 犯罪行為等に関する事
- いじめ、児童虐待等に関する事
- 非行集団に関する事
- 薬物乱用防止等に関する事
- 児童・生徒が犯罪の被害に遭うおそれのある事

- \* この連携にあたっては、該当児童・生徒へ何度も学校や家庭での指導を行い、それでも解決の糸口が見つからず、警察との連携が必要と校長が判断し、教育委員会と協議・承認を経た後に行うものです。
- \* 学校と警察との実際の連携方法は、『児童・生徒の健全育成を推進する連絡票』を使用して相互に行います。
- \* 『児童・生徒の健全育成を推進する連絡票』は1年間保存し、その後廃棄します。

【連絡票の内容】

子どもの氏名・住所      事例の概要      事例に対する支援状況

児童・生徒の健全育成に一層の努力をしてまいりますので、今後とも保護者の皆様方のご理解ご協力をよろしくお願いいたします。

なお、不明な点は下記へ問い合わせ願います。

問い合わせ先  
小田原市教育委員会 教育指導課  
電話 33 - 1684